

下関市ネーミングライツ導入に関するガイドライン



平成28年12月

下関市

版数	年月	摘要
初版	平成28年12月	
初版(修正版)	平成30年4月	組織改正を反映

目 次

1	「下関市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」策定の目的・・・	1
2	ネーミングライツ制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2～3
	(1) ネーミングライツ制度について	
	(2) 募集の型式について	
	(3) ネーミングライツを導入する施設について	
	(4) ネーミングライツの性格について	
3	ネーミングライツの導入手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4～11
	(1) 対象施設の選定	
	(2) 募集条件の設定	
	(3) 募集	
	(4) 選定委員会の設置及び審査	
	(5) 優先交渉権者との協議	
	(6) 契約締結	
	(7) 庁内及び利用者等への周知	
	(8) 看板等の変更及び愛称の使用開始	
4	リスク負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(1) 第三者に損害が生じた場合のリスク負担	
	(2) その他のリスク負担	
5	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(1) 契約の解除	
	(2) 契約の更新	
	(3) その他	
別紙	ネーミングライツ導入フロー図（概略版）・・・・・・・・	14

1 「下関市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」策定の目的

本市の所有する公共施設等（以下「施設」という。）の名称に、法人名又はブランド名等を冠した愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を導入することにより、施設の長期的、継続的な運営基盤を確立するための新たな財源を確保し、もって市民に親しまれるとともに、施設の魅力向上により市民サービスの向上を図ることを目的とします。

ネーミングライツの導入は、平成27年3月に策定した「下関市公共施設マネジメント基本方針」の「3 施設の効率的かつ効果的な運営」に基づき、本市と民間事業者が協働で住民サービスの向上や、地域経済の活性化を図る公民連携（Public Private Partnership）の取組みの一つです。

このガイドラインでは、ネーミングライツを導入する際の基本的な考え方及び導入手順をまとめました。

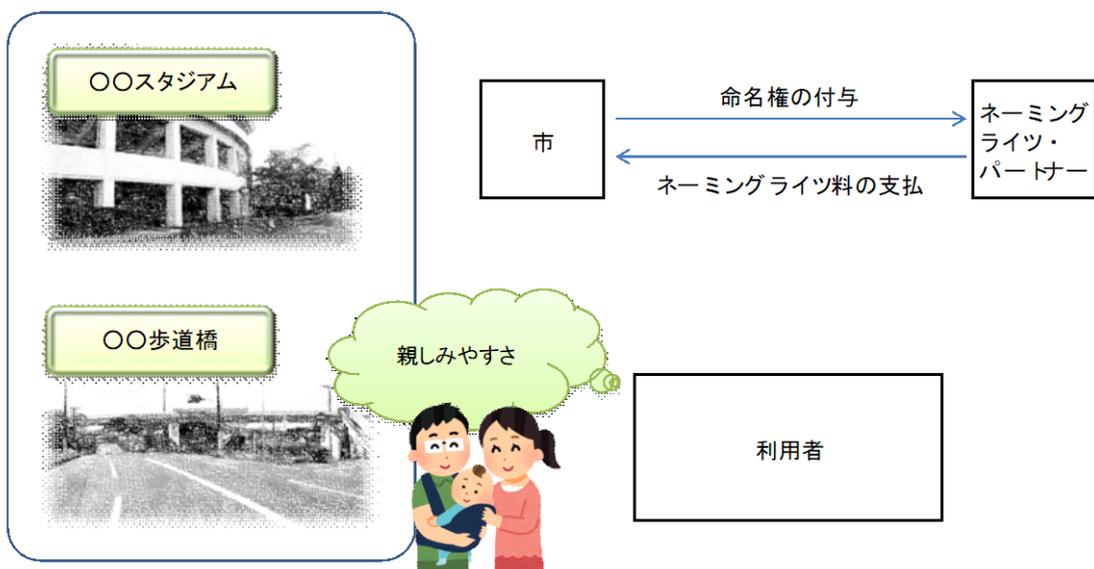
2 ネーミングライツ制度

(1) ネーミングライツ制度について

ネーミングライツ制度とは、ネーミングライツを取得した法人（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から、市がその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得ることにより、施設の維持管理費用等を捻出し、持続可能な施設運営を行おうとするものです。

また、ネーミングライツ・パートナーにおいては、法人の広告宣伝が可能となり、法人のイメージアップにつながる事が期待できる仕組みであり、本市とネーミングライツ・パートナーの双方が、いわゆるWinWinの関係となるものです。

なお、ネーミングライツを行ううえでは、施設の利用者からみても、愛称として親しみやすく、公共施設としてふさわしい名称にする必要があります。



(2) 募集の型式について

ネーミングライツの導入に当たっては、施設をあらかじめ本市で選定してネーミングライツ・パートナーとなる法人を募集する場合（特定施設募集型）と、施設を選定せず法人からのネーミングライツ導入候補施設の提案を募集する場合（提案募集型）があります。本市では、「特定施設募集型」により実施します。

(3) ネーミングライツを導入する施設について

ネーミングライツを導入した施設は、既に全国的には数多く存在し、実例としては、野球場、テニスコート等のスポーツ施設、児童館等の児童福祉施設等の他、歩道橋、道路等の土木インフラ施設等もあります。

本市では、一定のネーミングライツ料が見込める次のような施設を対象として、個々の施設の設置目的や利用状況等を考慮したうえで、施設所管課において導入する施設を選定します。

ア 不特定多数の市民が利用し、広報媒体等への露出も含め、広告効果が見込める施設

イ 当該施設の設置目的から、ネーミングライツの取得がネーミングライツ・パートナーのイメージアップにつながるとともに、施設の有効活用が期待できる施設

(4) ネーミングライツの性格について

ネーミングライツは、あくまでも愛称の命名権であり、設置条例等の正式名称を変更するものではありません。

国においては、ネーミングライツは、地方自治法（昭和22年法律第67号）上の私権の設定に当たらず、単なる契約行為でしかないとする見解が示されています。

【参考】

地方自治法（抜粋）

第238条の4 行政財産は、(略) これを貸し付け、交換し、売り払い、譲り渡し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

3 ネーミングライツの導入手順

ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として「公募型プロポーザル方式」により行うこととし、次のとおり導入手順を示します。

※公募型プロポーザル方式

プロポーザル (proposal) とは、「提案」、「計画」、「申込み」を意味し、公募型プロポーザル方式とは、募集条件に基づき公募を行い、応募があった提案を、原則としてプレゼンテーション等を通じて、総合的に審査したうえで受託者を特定する方式です。

【ネーミングライツ導入の流れ】

- ① 対象施設の選定
- ② 募集条件の設定
- ③ 募集
- ④ 選定委員会の設置及び審査
- ⑤ 優先交渉権者との協議
- ⑥ 契約締結
- ⑦ 庁内及び利用者等への周知
- ⑧ 看板等の変更及び愛称の使用開始

※ネーミングライツ導入フロー図は別紙のとおり

(1) 対象施設の選定

対象施設の選定に当たっては、「2 (3) ネーミングライツを導入する施設について」を参照のうえ、施設所管課において適切に判断し、同一敷地内にある施設をまとめることも可能とします。

必要に応じて、あらかじめ関係団体等のヒアリングや利用者アンケート等を実施します。

選定に当たっては、関係機関等と事前に協議を行い、手続や付すべき条件等を確認しておく必要があります。

さらに、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者の施設運営の不利益とならないよう、あらかじめ指定管理者と協議を行う必要があります。

【関係機関等の事例】

- ・屋外広告物の規制 … 都市計画課
- ・都市公園内の施設における協議 … 公園緑地課
- ・道路標識等の変更 … 道路管理者（市道の場合は道路河川管理課等）

(2) 募集条件の設定

ア ネーミングライツ料の設定について

ネーミングライツ料については、施設運営に係る経費を基礎としつつ、他の自治体の類似施設の事例、利用者数、知名度及び広報媒体への露出状況等施設の特性を勘案して、希望金額を設定します。

イ 役務等の提供について

ネーミングライツ料に加えて、施設の魅力向上のための役務等（施設の維持管理、設備の更新、その他施設を活用したサービス等）の提供も設定することが可能です。

ウ 愛称の使用期間について

施設の愛称を短期間で変更することは望ましくないため、愛称の使用期間は原則として3年以上とし、施設の状況や指定管理者の指定期間等を勘案し、適切な期間を設定します。

エ ネーミングライツ・パートナーの特典等（スポンサーメリット）の設定について

施設の設置目的及び関係する法令等（法律、政令、省令、条例、規則、要綱等をいう。以下同じ。）を踏まえて、次の事項を適切に設定します。

(ア) 施設の看板、銘板及び敷地内サイン（以下「看板等」という。）の表示の変更並びに新規の設置等に関する事項

(イ) ネーミングライツ・パートナーからの希望による施設内における広告の掲出等に関する事項

(ウ) ネーミングライツ・パートナーからの提案等に関する事項

※ ネーミングライツ・パートナーからの提案等がある場合は、本市との協議のうえ、法令等への適合も踏まえながら判断します。

オ ネーミングライツ導入に伴う費用負担について

ネーミングライツ導入に伴う費用負担については、原則として次の表のとおりとしますが、本市の費用負担部分について、その全部又は一部をネーミングライツ・パートナーが負担することを妨げるものではありません。

なお、原状回復に要する費用については、ネーミングライツ料と別に、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

区分	費用負担	
	市	ネーミングライツ・パートナー
看板等の表示変更 ※1		○
愛称の使用期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や本市ホームページの表示変更 ※2	○	

※1 新規の看板等の場合は、設置の可否についても協議のうえ決定します。

※2 本市で発行している印刷物については、残部数や改訂時期等を勘案し、協議のうえ、変更時期を決定します。

カ 愛称の命名条件について

(ア) 施設にふさわしい愛称とし、わかりやすく市民に親しまれるものを条件とします。

(イ) 施設の特性に応じて、施設の所在地又は施設に関するキーワードを含める等、希望する条件を設定します。

【参考】

○施設の所在地を含めている事例

キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター（周南市）

○施設に関するキーワードを含めている事例

ユーピーアールスタジアム（宇部市）

ウインク球場（姫路市）

(ウ) 既に公募等により愛称を付している施設においてネーミングライツを実施する場合は、その愛称を活かした名称となるように条件設定することが必要です。

【参考】

○既に公募等により愛称を付している事例

ドリームシップ、海響館 等

(エ) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。

- ① 法令等に違反しているもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ⑤ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑥ 社会問題その他についての主義、主張に当たるもの
- ⑦ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- ⑧ 個人の氏名
- ⑨ 愛称として適当でないと認められるもの

【参考】

○法令等に違反している事例

医療法における病院等の広告規制に抵触するもの

(応募者が医療機関である場合は、保健医療政策課にお問合せください。)

厚生労働省ホームページ [医療法における病院等の広告規制について](#)

(オ) 市民及び施設利用者の混乱を避けるため、愛称は、その使用期間中に変更できません。ただし、ネーミングライツ・パートナーが社名等を変更する場合等、愛称の変更にあたっての相当の理由があると認められる場合を除きます。

(カ) 愛称の使用開始から一定期間は、正式名称を併記することを、必要に応じて、条件として設定します。

(キ) 愛称は、商標権及び著作権等の権利関係について問題が無いものであることを条件とします。

(ク) 国又は山口県への補助金申請並びに下関市議会での議案に関わるもの等については、正式名称を使用します。

キ 応募資格について

本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人が応募できることとします。なお、具体的な応募資格は募集要項で規定することとなりますが、次の事項に該当する場合は、応募資格がありません。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人

(イ) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている法人

(ウ) 道府県民税、市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）及びその他租税の滞納がある法人

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続をしている法人

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

(カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する法人

(キ) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当する法人

(ク) ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められる法人

※ この他、指定管理者制度を導入している施設においては、現在の指定管理者の事業目的と競合する法人を除くことが考えられます。

(3) 募集

募集は告示により行い、本市ホームページにも掲載します。また、必要に応じて、市報や記者発表資料等も活用して広報に努めます。

なお、募集する期間は、原則として30日以上とします。

(4) 選定委員会の設置及び審査

ア 選定委員会の設置

ネーミングライツ・パートナーの選定を行うため、庁内組織として選定委員会を設置し、優先交渉権者の審査及び選定を行います。

イ 選定委員会の委員

選定委員会の委員は、施設を所管する部長、部次長、課長等の他、関係部局の職員をもって組織し、当該委員会に係る庶務は、施設所管課で行います。

ウ 審査項目及び審査ポイント

次の視点を参考にしながら審査項目を定め、審査票を作成し、選定委員会で審査のうえ判断します。なお、審査項目の配点については、施設の特性に応じて設定します。

(ア) 法人の経営状況

経営状況の健全性 等

(イ) 地域貢献等の実績

地域貢献等の実績の有無 等

(ウ) 地域貢献等の提案

地域貢献等の提案の有無及び実現可能性 等

(エ) 愛称案

愛称案の親しみやすさ、呼びやすさ、わかりやすさ、施設のイメージとの整合性 等

(オ) ネーミングライツ料

応募金額の妥当性 等

(カ) 施設の魅力向上に関する提案（役務等の提供に関する提案）

施設の魅力向上に関する提案の適合性及び実現可能性 等

(キ) その他審査において必要な事項

※ 愛称の使用期間の長短に応じた審査項目を設定することも考えられます。

エ 優先交渉権者の審査及び選定

選定委員会は、原則として応募者によるプレゼンテーションを開催し、内容審査の採点結果を踏まえ、応募者が複数である場合は、優先交渉権者及び次点者の選定に係る審査を行い、1者である場合にあつ

ては優先交渉権者の選定に係る審査を行います。

オ 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、全ての応募者に文書で通知するとともに、本市ホームページ等で優先交渉権者及び次点者等を公表します。

(5) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者と契約の内容について協議を行い、本市と優先交渉権者の双方が合意する必要があります。特に、次に掲げる施設表示等の変更については、双方の条件等を確認したうえで合意する必要があります。なお、優先交渉権者と合意の可能性がないと判断した場合は、当該協議を打ち切り、次点者と協議を行います。

ア 看板等に愛称を使用する場合は、看板等の変更及び新規設置は、ネーミングライツ・パートナーが施工することとします。なお、新規の看板等の設置の可否、施工の範囲、実施時期、施工方法及び内容については、本市とネーミングライツ・パートナーが協議のうえ決定します。

イ 道路標識等については、本市と優先交渉権者の双方が国、県及び市の道路管理者等と協議のうえ、変更が可能なものについて、ネーミングライツ・パートナーが表示の変更手続を行うこととします。

ウ その他ネーミングライツ・パートナーの希望による広告の掲出を認めた場合の広告を掲出する期間は、愛称の使用期間中とし、広告看板の掲出は、ネーミングライツ・パートナーが施工することとします。

なお、イベント等主催者の都合により、広告看板をマスキングする可能性があること、及びサイズ等については、あらかじめ協議により決定しておく必要があります。

エ 上記のア・イ・ウに要する費用及び契約終了後の原状回復に要する費用については、ネーミングライツ料と別に、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

オ 施設パンフレット、チラシ及び封筒等の印刷物並びに本市ホームページの表示変更については、本市とネーミングライツ・パートナーが協議のうえ決定した内容で、原則として本市が実施します。

(6) 契約締結

優先交渉権者（次点者）との協議により合意した内容を踏まえた仕様に
基づき、地方自治法その他、下関市契約規則（平成21年規則第29号）等
の関係規定に基づき、随意契約の方法により契約を締結し、ネーミングラ
イツ・パートナーを決定します。

※ 随意契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2
第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないとき」に基づき行うこ
ととなります。

※ 契約締結時には、施設や契約の規模等を考慮して、必要に応じて調印
式や共同記者会見等を開催することが考えられます。

(7) 庁内及び利用者等への周知

ネーミングライツ・パートナーとの契約締結後は、すみやかにネーミン
グライツ・パートナーの名称、施設の愛称、ネーミングライツ料及び愛称
の使用期間等を、庁内及び関係機関をはじめとする利用者等へ様々な広報
媒体（本市ホームページ及び市報等）を活用して周知します。

(8) 看板等の変更及び愛称の使用開始

ネーミングライツ・パートナーは、契約した内容に基づき、愛称の使用
期間の開始日までに間に合うように、看板等の変更を行うこととします。
本市においては、決定した愛称をイベント等の様々な機会積極的に使用
します。

※ この他、施設や契約の規模等を考慮して、必要に応じて除幕式、テープカ
ット等を開催することが考えられます。

4 リスク負担

(1) 第三者に損害が生じた場合のリスク負担

ネーミングライツ・パートナーの施工が原因で看板等により、第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

(2) その他のリスク負担

その他、定めのないリスクが生じた場合は、本市とネーミングライツ・パートナーが協議のうえ、リスク負担を決定します。

5 その他

(1) 契約の解除

愛称の使用期間中に、愛称の命名条件や、応募資格を満たさなくなった場合に契約解除する他、ネーミングライツ・パートナーの事情により契約解除する場合や、信用失墜行為等に伴い施設のイメージが損なわれたことにより契約解除する場合は、当該契約解除に伴う原状回復等に係る経費はネーミングライツ・パートナーが負担することとし、その他に生じた損害等については、ネーミングライツ・パートナーがその責めを負うこととします。

(2) 契約の更新

愛称の使用期間の満了に際し、原則としてその8月前までに本市又はネーミングライツ・パートナーのいずれかから特段の意思表示がないときは、契約を自動更新することとします。

(3) その他

導入の手続を進めるに当たっては、募集時や契約締結時など手続の進捗に応じて、施設を所管する部局において、適切な方法で下関市議会に委員会報告を行うこととします。

ネーミングライツ導入フロー図（概略版）

① 対象施設の選定



- ・必要に応じて、あらかじめ関係団体等のヒアリングやアンケートを実施
- ・関係機関等と協議し、手続や必要条件を確認
- ・指定管理者制度導入施設は、あらかじめ指定管理者と協議

② 募集条件の設定



- ・募集に当たっての条件を設定
(ネーミングライツ料の設定、役務等の提供、愛称の使用期間、ネーミングライツ・パートナーの特典、愛称の命名条件等)

③ 募 集



- ・募集は告示により行い、本市ホームページにも掲載
- ・必要に応じて、市報や記者発表資料等も活用し広報
- ・募集期間は、原則として30日以上

④ 選定員委員会の設置及び審査



- ・施設所管部局等による選定委員会（庁内組織）の設置
- ・審査項目を定め、選定委員会で優先交渉権者を審査及び選定
- ・審査結果の通知及び公表

⑤ 優先交渉権者との協議



- ・優先交渉権者と合意に向けて契約内容について協議

⑥ 契約締結



- ・協議内容を踏まえた仕様に基づき、随意契約の方法により契約を締結し、ネーミングライツ・パートナーを決定

⑦ 庁内及び利用者等への周知



- ・ネーミングライツ・パートナーの名称、施設の愛称等を周知

⑧ 看板等の変更及び愛称の使用開始

- ・看板等を変更し、イベント等の様々な機会積極的に使用

下関市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

平成28年12月

下 関 市